

新潟市区役所組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第68号

新潟市区役所組織規則の一部を改正する規則

新潟市区役所組織規則（平成19年新潟市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第6条出張所の項第18号及び第20号中「被保険者証の再交付申請」を「資格確認書の再交付及び資格情報通知書の再通知の申請」に改め、同条連絡所の項第12号及び第14号中「被保険者証の再交付申請」を「資格確認書の再交付及び資格情報通知書の再通知の申請」に、「及び所管課等」を「並びに所管課等」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。